

利用者への虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針

令和4年7月1日
社会福祉法人フレンド

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方

当法人が運営する事業所（以下「事業所」という。）では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為いずれも行わない。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②支援放棄（ネグレクト）：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

当法人では、虐待発生防止に努める観点から「虐待防委員会」を組織する。なお、本委員会の運営責任者（以下「委員長」という。）は法人本部長とし、各事業所より職員1名を適切に実施するための担当者（以下「担当者」という。）とする。

- 2 委員会は、6月に1度、その他必要がある時に委員長が招集する。
- 3 委員会の議題は、委員長が定め。具体的には、次のような内容について協議するものとす。.

 - ① 委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ② 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合、関係行政への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。

2 具体的には、次のプログラムにより実施する。

- ① 障害者虐待防止法の基本的な考え方の理解
- ② 権利擁護/成年後見制度の理解
- ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④ 早期発見、事実確認と報告等の手順
- ⑤ 発生した場合の改善策

3 研修は、年1回以上実施する。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

4 研修の実施内容については、当法人研修部と連携のうえ、研修資料、実施概要、出席者等を記録保存する。

4. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待が発生した場合には、速やかに関係行政に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、いかなる役職位であっても厳正に対処する。

2 緊急性の高い事案が発生した場合には、関係行政及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針

職員等が他の職員等による虐待等を発見した場合、各事業所担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上司等に相談する。

2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った當人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合には、他の上司が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、法人が当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、法人が関係行政の窓口等外部機関に相談する。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案が発生した原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- 6 当該事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて法人が関係行政に報告する。
- 7 必要に応じ、法人が関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

6. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上司に相談する。

- 2 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- 3 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとする。
- 4 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその経過と対応を報告する。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当法人ホームページにおいて、閲覧が可能な状態とします。

8. その他虐待の防止の推進のための必要な方針

本指針で定める研修会のほか、関係各団体等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。